

健康増進法に基づく行政指導について

平成16年5月25日
厚生労働省食品安全部
新開発食品保健対策室

- 平成15年8月29日、改正健康増進法が施行され、食品として販売する物に関する健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等が禁止されたことに伴い（同法第32条の2）、厚生労働省、地方厚生局及び各都道府県等において、広告適正化のための監視指導を行っている。
- これまでに厚生労働省においては、食品のインターネット通信販売を行う事業者を中心に約70社に対して、ガン、糖尿病等の重篤疾病が食品を摂取することで自己治癒できるかのような誇大な表示等の改善を求める行政指導を行っている。
- 今般、同様の誇大表示を行う書籍であって、その説明の付近に特定の健康食品の販売事業者の連絡先等を記載することで、読者等を特定の健康食品の販売に導く広告と認められる書籍を共同で出版した出版社及び健康食品販売業者に対し、健康食品販売業者の連絡先表示を削除する等、必要な措置等を探るべき旨の行政指導を行った。

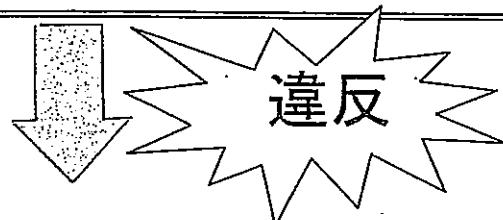
健康の保持増進効果等についての虚偽・誇大広告等の表示の禁止

(健康増進法第32条の2、第32条の3関係)

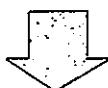
食品として販売されている物について、健康の保持増進の効果等に關し、

- ①著しく事實に相違する
- ②著しく人を誤認させる

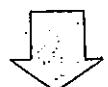
のような広告等の表示をしてはならない。



国民の健康の保持増進に重大な影響を与えるおそれがある場合、その表示に關し必要な措置をとるべき旨の勧告（厚生労働大臣、地方厚生局長）



正当な理由なく、勧告に係る措置をとらなかつた場合、その者に対しその勧告に係る措置をとるべきことを命令（厚生労働大臣、地方厚生局長）



命令に従わなかつた場合、罰則を適用（6月以下の懲役又は100万円以下の罰金）